

平成29年第4回東大和市議会総務委員会記録

平成29年9月13日（水曜日）

出席委員（7名）

| | | | |
|-----|--------|------|-------|
| 委員長 | 佐竹康彦君 | 副委員長 | 森田真一君 |
| 委員 | 大后治雄君 | 委員 | 押本修君 |
| 委員 | 蜂須賀千雅君 | 委員 | 東口正美君 |
| 委員 | 床鍋義博君 | | |

欠席委員（なし）

委員外議員（2名）

| | | | |
|----|--------|----|-------|
| 3番 | 上林真佐恵君 | 4番 | 実川圭子君 |
|----|--------|----|-------|

議会事務局職員（5名）

| | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 鈴木尚君 | 事務局次長 | 並木俊則君 |
| 議事係長 | 尾崎潔君 | 主任 | 櫻井直子君 |
| 主事 | 高石健太君 | | |

出席説明員（2名）

| | | | |
|------|-------|-------|------|
| 総務部長 | 広沢光政君 | 総務部参事 | 東栄一君 |
|------|-------|-------|------|

会議に付した案件

- (1) 29第5号陳情 核兵器禁止条約に参加し批准するよう政府に意見書を提出することを求める陳情
- (2) 所管事務調査
市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関すること
- (3) 所管事務調査の協議について
- (4) 特定事件調査
行政視察について

午前 9時40分 開議

○委員長（佐竹康彦君） ただいまから平成29年第4回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

○委員長（佐竹康彦君） 29第5号陳情 核兵器禁止条約に参加し批准するよう政府に意見書を提出することを求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会議務局長（並木俊則君） 29第5号陳情 核兵器禁止条約に参加し批准するよう政府に意見書を提出することを求める陳情

○委員長（佐竹康彦君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、説明員の出席はありません。よって、質疑を省略し、ただちに自由討議を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、ただちに自由討議を行います。

それでは、各委員の皆様から御発言をお願いいたします。

○委員（東口正美君） 自由討議ということなので、意見を述べさせていただきます。

今回、私は一般質問でも取り上げをさせていただきましたけれども、我が公明党の平和政策の根幹は、1957年、横浜の地で発表されました原水爆禁止宣言がございます。この原水爆禁止宣言は、全人類の生存を脅かす核兵器を絶対悪として宣言をしております。

この宣言の精神にのっとり今回の条例、核兵器禁止条約が60年後にこのようにできたということは大変に意義があることだというふうに思っております。特に、核兵器を国際法として違法である、スティグマという言葉が使われておりますが、これはまだ公式訳が出ない中で汚名化とも言えますし、また烙印を押すというような訳され方もされるようではございますけれども、国際規範として違法であるということが示されたということは大変に画期的なことだというふうに思っております。

ただ一方、加盟国193カ国のうち122カ国の賛成で採択をされたということでございますけれども、核保有国を初めとするこの条約の採択に出席を、会議にさえ出席をされていないということも、また一方で事実であるというふうに思っております。

今回の条約の条文を見ますと、まだ正式な日本語訳というのは出てないのかもしれないんですけども、陳情者からも配付がありましたけれども、私が持ってきたのは核兵器禁止条約交渉会議の公式サイトというところに載っていたものを使わせていただきたいと思っておりますけれども、この条約文の中には、「核兵器のいかなる使用もそれをもたらす壊滅的な人道上の帰結を深く憂慮し、その結果として核兵器が完全に廃絶されることが必要であり、このことがいかなる場合にも核兵器が決して再び使用されないことを保証する唯一の方法であり続けていくことを認識し」というふうに書かれております。

また、同じく前文には、「核兵器の法的拘束力、あるいは禁止、核兵器の不可逆的で検証が可能であり、かつ透明性を有する廃絶を含む核兵器のない世界の達成及び維持に向けた重要な貢献となることを認識し、この目的に向けて行動することを決意し」というふうに書かれているように、この条例がうたうところをさらに核兵器廃絶という実効性を高めるためには、この条約に参加をした122カ国と、また、ここに参加していない核

保有国を初めとする国々が対話をして実効性を持つ核兵器廃絶への運動を起こしていくためには、まずはその溝を埋めるための対話が必要であり、唯一の被爆国である日本がその橋渡しとなっていくことが何よりも今大事なことだというふうに思っておりますので、必ずしも条約を早急に締結するということが今一番求められていることだというふうには思っておりません。

以上です。

○委員長（佐竹康彦君） ほかにありませんか。

○委員（蜂須賀千雅君） 先ほど、陳情者のお話をお伺いし、継続して活動されてる皆さんですので、お気持ちには十分伝わりましたが、本会議で討論もさせていただきますが、委員会でも我が党の見解だけは簡単にお伝えさせていただきたいと思います。

日本政府は、今回の核兵器禁止条約に関して、核兵器国と非核兵器国の亀裂を深め、核兵器のない世界の実現が遠のくとして日本は反対を今回はさせていただきました。

核兵器の恐ろしさをどの国よりも実感をし、戦後一貫して戦争の放棄や非核三原則を掲げてきた日本が、それは我が国は唯一の被爆国として核軍縮・不拡散に主体的に取り組んできました。一方、核兵器禁止条約については、アメリカ、ロシア、フランス、イギリス、中国などの核保有国の賛同が得られてない状況から慎重な立場をとっております。

日本は、具体的、実践的措置を積み重ね、核兵器のない世界を目指すということに我が国の基本的立場には合致せず、北朝鮮の核ミサイル開発への深刻化などに直面している中、核兵器国と非核兵器国の間の対立を一層助長し、その亀裂を深めるものであるとの観点から、今回、反対したとしております。

実際に核兵器国が反対したことなど、日本の評価が正しかったものと考えております。

他方で、核兵器禁止条約に関しましては、賛成多数で採択され、日本は、核兵器禁止条約の中で唯一の被爆国として核兵器国と非核兵器国の協力を推進する立場である主張を続けていく方針であり、今回の陳情に関しては、日本政府の対応については否定的な陳情でありますので、我が党としては賛同できないということをお伝えさせていただきます。

余り国民には知られておりませんが、最後に、日本は、国連総会第一委員会で核兵器廃絶決議案を23年連続で提出をしており、唯一の被爆国として核兵器を世界からなくしていこうという取り組みは行っていることもあわせてお伝えをしたいと思います。

以上です。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに御意見ございますでしょうか。

○委員（大后治雄君） 本陳情につきまして、私見に近いことですがけれども、多少お話をさせていただきたいと思えます。

核兵器がそもそもいいものか、悪いものかということをいったときに、基本的にはやはり悪いもの、悪なんだろうと思えます。例えば核兵器がいいものであったというふうなことであれば、ここまで北朝鮮に対して、核兵器を持とうとしている北朝鮮に対して、核兵器がいいもんだったら、よう、持て持て、いいじゃないかっていうふうになるのに、こぞって寄ってたかって北朝鮮以外が批判して反対してるわけですから、よほど悪いものなんじゃないかなということが蓋然性がこれで見とれます。

確かに核兵器そのものが、いろいろ抑止力になってるという現実もないわけではないというふうに思っておりますけれども、ただその抑止力であるというふうに考えてる人たちにとっても、核兵器そのものは、いわゆる

必要悪であり、また、核兵器そのものを廃絶していこうというふうに考えている、恐らく陳情者のような立場の方々にとっては、核兵器というのは絶対悪なんだと思うんです。つまり必要悪対絶対悪のせめぎ合いという形で世界が進んでるというふうに思います。もちろん北朝鮮の指導者のように、いいもんだというふうに考えてる人もいるのかもしれませんがね。ただ、恐らく世界の大多数の人は、核兵器そのものは悪だというふうに考えているということでもあります。つまり、核兵器はいいものじゃないということなんですね。絶対悪であろうが、必要悪だろうが、悪は悪なんですね。つまり、いいものではないということが間違いなく見てとれます。

それで、悪いものであれば、やはり世界からなくしていこうと考えるのは至極当然な論理の帰結だろうというふうにも思います。

日本が核の傘の下に入っているから、単純に核兵器廃絶の核兵器禁止条約には加盟できないよというような、平たく言えばそういうことなんだろうと思うんですけれども、それはそれとして、先ほど隣の委員がおっしゃってましたけども、核兵器廃絶の決議案なんかを23年間ずっと出し続けているというようなことも、日本は確かにやっています。

ただ、それは例えばNPTだとかということ、加盟とか脱退とかいろいろありますけれども、核兵器を持つ国、それから持たざる国、この双方に対して働きかけをするというようなこの2つの立場が入っている条約でないとは日本は批准しないよという立場でもあると思うんですね。

ただ、そこまで潔癖というか理想論を、理想論というか、日本が潔癖性を求めるのではなくて、ここは日本の立場として、私はダブルスタンダードもいいんじゃないかなと思ってるんです。

つまり、日本としては、昭和20年8月に広島、長崎という大量破壊兵器を無辜の民の上に降らされたわけですよ。現実にもそこで生活をしている市民の頭の上で大量破壊兵器を炸裂された国なんですよ。核兵器の実験ではなく、アメリカにしてみれば実験の一環だったのかもしれませんがね、もうそれこそモルモットの、実験動物のように大量虐殺をされてるわけですよ。そういう国だからこそ、こういうことを訴えていけるという立場を、もっともっと世界にアピールすべきなんじゃないかなという気もします。

なので、ダブルスタンダードと言われようとも、日本がたとえ核の傘の下に入っていようとも、そういう立場をもっと明確にして、核兵器そのものは悪いものだから廃絶していきましょと、核の傘に入っていたとしても、それは日本としては言える立場なんじゃないかなと。ほかの国からも、そんなことは文句を言われるような筋合いでは、ものではないというふうに思いますので、私は、確かに早急にこの条約に入れるかどうかというのは別ですけども、早急か、その後かは別にしましても、いずれにしても、この条約に関しては批准をすべきだろうなというふうに思っていますので、本陳情に対しては、やはりしっかりと採択をしていきたいなというふうに思っています。そういう立場です。

以上です。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに御意見ございますでしょうか。

○委員（床鍋義博君） ほぼほぼ、皆さん、両方から意見が出尽くしたのかなと思ってますけれども、やまとみどりの立場としては、単純に今回、核兵器禁止条約に参加し批准するよう政府に意見書を提出するっていうことを求める陳情に関しては採択すべきという立場です。

当然皆さん御存じのとおり、東大和市は平和都市宣言の中で「世界で唯一の核被爆国の国民として、また、国際社会の平和と協調を理念とする憲法をもつ国の国民として、人類の安全と幸福のために、地域紛争を含む

すべての戦争の防止と、あらゆる核兵器の廃絶を心から願うものである。」というふううたっているわけですね。

その上に、東大和市では、戦災遺跡であります旧日立航空機株式会社の変電所のところを平和の象徴として、これから多く皆さんに知ってもらおうという活動をして、寄附金も募っているわけですね。

やはり地方自治体の中で、そういった動きをして、核兵器を含むそういった紛争をなくしていこうということを宣言していく市の市議会議員として、やはり国に対して、条約加盟、批准していくことを建議することはいいことだというふうに判断をします。

先ほど、大后委員のほうからもありましたけれども、善悪でいうと、これはいいと思ってる人はほとんどいないはずだと思うんですね。しかしながら、現状として、実は存在しているという状況です。

我々政治家は、その中で現実的な対応をしていくというのも当然必要なんですけども、もう一方で、やはりあるべき姿を示していく、理想を追求していくっていうのも政治家の役目であるというふうに思っております。その中で、やっぱり無差別的に、核兵器に限らないんですけども、無差別に大量に破壊をするようなそういった兵器一般に関しては、これは強く地方自治体からも抗議をしていく、議会からでも抗議をしていくということが必要であるというふうに考えますので、この陳情に関しては採択すべきと考えております。

以上です。

○委員（森田真一君） では、私からも発言させていただきます。

私は、もうかれこれ25年ぐらいになりましようかね、東京にお住まいの被爆者の方なんかとよくお目にかかる機会が多かったです。この北多摩なんかも、一つのまちに3桁に上るような被爆者の方が実際お住まいになって、そういう方から直接、この方たちから命のあるうちにこの核兵器禁止条約というのできるとういんですねというお話をしたものでした。

とはいうものの、そのころには、率直に言って、まさか、きょうの時点で、この条約が国連で成立するとは夢にも思わなかったというのが正直なところですよ。それぐらいこの核兵器廃絶という課題は非常に国民的というか、世界の市民の関心が非常に強いんだと、それがゆえにこれが成立できたんだということを改めて思いたすところでもあります。

この陳情者の方からいただいた資料には写真が添えられていますけれども、核兵器禁止条約の採択が決まった瞬間の国連の議場の写真なんですけど、これよくよく見ますと、名札が並んでいるところに、シビル・ソサエティ、シビル・ソサエティ、シビル・ソサエティっていっぱい書いてあるんですよ。こういった核廃絶って、言ってみれば極めて政治的、国の考えるべきことだと思われてきたことが、実は市民社会が今これを取り巻いて世界のルールを決めるんだっていうふうに変ってきてるっていうところが、とても重要なところなのではないかっていうふうに考えます。

今回、122カ国ということで、国連加盟国の3分の2が賛成して成立したわけですから、今現在、これに参加をしてない国であっても、このルール化されたものは必ず一定の拘束力を発揮することになるだろうというふうに考えますし、先ほどからも他の委員からお話がありましたとおり、全ての核兵器の使用、あらゆる、どういう形で使えるものであっても、これは違法なんだということが、道義的にも間違っているし違法なんだという、そういう2つの縛りがかかる大変画期的な条約なのではないかというふうに思います。

私はこの間、幾つか新聞記事、目を通したところでは、大変驚かされたのが、8月9日に長崎で平和祈念式典行われましたけれども、この記事の中で、式典後に安倍首相が記者会見をされて、ここで「真に核兵器のな

い世界を実現するためには、核兵器国の参加が不可欠だ。条約に署名、批准を行う考えはない」と、こう言い切られて、これを受けて翌日の地元紙、長崎新聞では、この式典の後にあわせて毎年行われている県内の被爆者5団体の方々による首相への要望という席があるそうなのですが、この席で、被爆者の代表の方々が次のようにお話をされていたということを伝えています。

いわく、「総理、あなたはどこの国の総理ですか。私たちを見捨てるのですか。今こそ核兵器の廃絶の先頭に立つべきです。政府は、核保有国と非核保有国の橋渡しをすると言うが、本気でやろうとしているように感じない。核の傘で守ってもらっている米国に気を使い何も言えないのではないですか。政府は隣国との緊張を緩和するのではなく、高める側に回っている」、こういう非常に厳しい声も上げられているところです。

私は、先ほども言いましたが、市民社会がこういう核廃絶という大きいルールを決めていくっていう、こういうことを見ると、この市民社会に一番近い市町村の市議会議員が市民社会の立場に沿って政府にこういった意見書を提出するということが大変重要なことだと考えますので、今回、この陳情にはぜひ賛成したいと思います。

以上です。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに御意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、自由討議終了いたします。

討論を行います。

○委員（森田真一君） 29第5号陳情 核兵器禁止条約に参加し批准するよう政府に意見書を提出することを求める陳情に賛成の立場から討論をさせていただきます。

広島、長崎の原爆投下から72年、被爆者の平均年齢は81歳を過ぎ、原爆で直接亡くなったり、その後の影響で命を落とされた方は40万人を超えたといえます。そして、世界にはいまだ1万5,000発もの核弾頭が存在しているといえます。

本年7月7日、国連会議で核兵器禁止条約が採択されました。被爆者の命あるうちに必ず核兵器禁止条約の成立をと、署名などを通じて地道に世論に働きかけてきた被爆者と草の根の運動が世界を動かした歴史的な出来事です。

国連加盟国の3分の2に当たる122カ国の賛成を得て成立した同条約は、人類史上初めて核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、使用、使用の威嚇、そしてそれらの援助、奨励、勧誘を禁止し、あらゆる抜け穴を許さず、包括的に核兵器を違法と決めました。

一方、日本政府が核保有国に同調し、条約の批准はおろか参加もしなかったことは被爆国の立場として全く理解できないことであり、多くの被爆者を失望させています。

8月9日の長崎市での平和祈念式典後の記者会見で安倍首相は、「真に核兵器のない世界を実現するためには、核兵器国の参加が不可欠だ。条約に署名、批准を行う考えはない」と言い切りました。翌日の地元紙、長崎新聞での被爆者の声については、先ほど申し述べたとおりであります。

東大和市も参加する平和首長会議は、同条約の成立を心から歓迎し、現下の世界情勢を見れば、各国や地域における安全保障上の懸念への対応が喫緊の課題となっていることから、今まで以上に核兵器廃絶に向けて国

際社会が総力を挙げて協力し、この条約の締結を促進することが重要だとして、8月9日付で安倍首相宛てに文書を送っています。

北朝鮮の急速な核開発の進展という現実に対して、軍事力の強化こそが安全保障上の最善策だという考えは、前時代的と言っても過言ではありません。現状の延長線上で実力対実力を推し進めていけば、相手国より優位な立場に立つには、最後は先制攻撃しかなくなるということは、この間の有識者の解説などでも明らかです。

日本が条約を批准する立場に立てば、いかなる核兵器も禁止をするという法的正当性を根拠に北朝鮮を対話のテーブルに着かせる格好の条件を展望できることとなります。

日本共産党は、全ての戦争の防止とあらゆる核兵器の廃絶を願って、平和都市宣言を行っている当市の議会としても、核兵器禁止条約の批准を政府に求める本陳情に賛成をするものです。

以上です。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに討論ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

29第5号陳情 核兵器禁止条約に参加し批准するよう政府に意見書を提出することを求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐竹康彦君） 可否同数であります。よって、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長におきまして本件に対する可否を採決いたします。

本件については、委員長は不採択と採決いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時 4分 休憩

午前10時 5分 開議

○委員長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（佐竹康彦君） 次に、所管事務調査、市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関すること、本件を議題に供します。

本件につきましては、市側から平成29年3月から平成29年8月までの災害対応等について、お手元の資料のとおり報告がありましたが、補足があるようですので、説明を求めます。

○総務部参事（東 栄一君） 従前、この総務委員会の所管事務調査におきましては、資料の説明は行わず、配付資料を見ていただきまして、質問があればそれにお答えするという形で行われておりました。今回は、委員の皆様がかわられて最初の委員会ですので、若干の補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、基本的に委員会と委員会の間に発生した災害対応等について報告をしております。

今回は、29年3月から29年8月までの災害対応等についての報告となりますが、次回は9月から11月までの報告となります。

報告は、大きく3つありまして、まず1として、火災の対応についてです。資料では1ページから2ページ目の冒頭までになります。3月から8月までの期間において消防団が出動した事案について報告をしてございます。

消防団が出動する火災は、建物火災と林野火災になりますので、車両火災とかその他火災、自動車が燃えている場合ですとか、ごみ捨て場や自動販売などが出火している場合につきましては消防団は出動いたしません。このため車両火災やその他火災があった場合でも、この資料には記載がされません。

次に、2として、大雨等の対応についてでございます。こちらは、2ページから4ページにかけて記載しております。こちら今回も3月から8月までの対応の報告になります。

こちらは、大雨洪水注意報や警報等が発表された際に、市職員や消防団員が参集し、情報連絡体制をとれば記載をしてございます。このため、3ページにあります(3)や(4)の事案のように、結果として被害や道路冠水がない場合でも記載してございます。

それと1点、済みません、修正がございます。

4ページの(6)のところの水防配備体制というところがありますが、その14時15分の右側のところに「水防第一次配備」とありますが、これは「水防第一配備」の誤りでございます。「次」という字は削除をお願いしたいと思います。

それから最後になります、3つ目が東大和市の刑法犯罪種別、地域別犯罪発生状況でございます。4ページの隣に添付しておりますが、東大和警察署から御提供いただいた統計件数を報告してのものでございます。1月から6月までの半年分をこの9月の時期に、1月から12月までの1年間分を3月の時期に、年2回、報告してございます。こちらは統計数値の提供だけでございますので、内容については承知はしてございません。

以上が補足説明となります。よろしくお願いたします。

○委員長(佐竹康彦君) 説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、御発言をお願いいたします。

○委員(東口正美君) 丁寧な資料、ありがとうございます。

まず、1番の火災対応についてなんですけれども、(4)番と(7)番の仲原三丁目の誤報なんですけど、これが多分、何回もあるクリーニング屋さんの煙かなって思っておりまして、これが毎回、誤報につながってしまうと思われるんですけれども、この辺をどう対応してきたのか。また、誤報されないような対策があるのかっていうことが1点でございます。

もう一つが、大雨等の対応についてなんですけれども、いわゆるゲリラ豪雨っていう局地的な豪雨は、市内におきましても、本当にどこどこ何丁目だけみたいぐらい局地的だったりするんですが、総雨量の計算の仕方というのは、どこで計測されて、それが何十分で何ミリだったから時間何ミリっていうことで総雨量ということに、総雨量はこの括弧であらわされてる時間だと思うんですけれども、局地的な豪雨だったっていうことを示すためにはどういう書き方になっているのか。

その辺の状況が、済みません、うまく言えないんですけど、どこでまず計測してるのかっていうことと、短時間でたくさん降ったっていうようなことはどういう表現の仕方ができるのかっていう、この2点を伺わせてもらえればと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 今、2点、御質疑いただきました。

まず、1点目の火災の関係でございます。

（4）と（7）の2件の火災の誤報につきましては、今お話がありましたとおり、仲原でございますクリーニング店からの、これは屋根から上る蒸気を誤認したことによるもので、同じ理由でこれは誤報につながっているものでございます。こちらにつきましては、近隣の方が誤って見てしまったということなので、これはいたし方ないところがあると思っております。

消防署のほうの見解としましても、基本的に火災につきましては、延焼等影響が大きいので、誤報はいたし方ないと、できる限り心配があれば通報してほしいという考え方でございますので、今のところは、ちょっと様子を見たいというふうに考えてございます。

○総務部長（広沢光政君） 私のほうから、2点目の大雨の関係で、こちらに記載しております雨量関係、これは高木橋のところに設置してあります雨量計に基づいて全ての数値は積算されてございます。

それから、雨の大きさといいますか、それについてなんですが、一般的には時間当たりの最大雨量、これが50ミリ超えますと、気象庁による警報等の発令の基準になってございますので、目安としては50ミリ以上の降雨があると、これは大雨というふうに私どものほうでは考えてございます。

以上でございます。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに御質疑等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 以上で平成29年3月から平成29年8月までの災害対応等についての報告につきましては終了いたします。

ここで説明員退席のため、暫時休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時13分 開議

○委員長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（佐竹康彦君） 次に、所管事務調査の協議について、本件を議題に供します。

正副委員長で協議した結果、2つ目の所管事務調査として、公共施設等の管理運営のあり方について調査を行いたいと思い、本日、所管事務調査通知書（案）を机上配付させていただきました。

御意見等ございましたら、御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） それでは、お諮りいたします。

本委員会の所管事務調査におきましては、調査事項を「公共施設等の管理運営のあり方について」とし、調査目的を「現状と課題を調査することにより施策の充実に資するため」とし、調査方法を「担当部課より説明を求める。必要に応じて現地調査を行う」とし、調査期間を「調査が終了するまで。なお、閉会中においても継続して調査することができるものとする」とことで決定したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま決定いたしました所管事務調査を閉会中も継続して調査するため、会議規則第101条の規定により、委員長から議長に申し出を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○委員長（佐竹康彦君） 次に、特定事件調査、行政視察について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

本委員会において閉会中に行政視察を行うため、お手元に御配付いたしました特定事件調査、行政視察のとおり特定事件調査事項を決定したいと思いますと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま決しました特定事件調査事項を閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

次に、閉会中の委員派遣についてお諮りいたします。

ただいま決しました特定事件調査のため、委員派遣を行う必要があります。よって、会議規則第96条の規定に基づき、お手元に御配付いたしました派遣承認要求書のとおり、議長に対して委員派遣承認要求をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○委員長（佐竹康彦君） これをもって、平成29年第4回東大和市議会総務委員会を散会いたします。

午前10時15分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 佐 竹 康 彦